

松戸市安全で快適なまちづくり条例の一部を 改正する条例(案)の概要

条例制定の背景

現在、客引き行為等は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)」及び千葉県「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(以下「県条例」という。)」によって、警察による取締りの対象となっておりますが、依然として繁華街で客引き行為等が多く見受けられます。

松戸駅は、通勤等で市・県外の方も多く利用され、多くの方が駅周辺に立ち寄りますが、客引きやスカウト等で立ち塞がれたり、つきまとわれたりすることにより不安や不快な思いをされているほか、松戸市のイメージダウンが心配されます。

こうした状況を踏まえ、市では客引き行為等が多い区域について、その実態を調査するとともに、周辺の商店会や防犯協会、警察等と連携して、客引き行為等防止のためのパトロールや啓発を実施しているにもかかわらず、大きく改善するまでには至っていません。

飲食店等による客引き行為については、県条例等により、執ような場合は規制対象となっておりますが、執ようまで至らない客引き行為によっても、安全・安心な通行が妨げられ、市民や観光客の方が不安や不快な思いをされているのが現状です。

そこで、現行法令で規制できない客引き行為等を禁止し、安全で快適なまちづくりをさらに推進するため、客引き行為等について規制対象とする行為、規制手法等について定めた条例の改正を検討しているところです。

規制の対象となる 客引き行為等とは

通行に支障を及ぼし、迷惑になる客引き行為等(客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為)を規制するため、その行為を明確にします。

条例の対象

- 客引き行為等とは、客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為のことをいいます。
 - ・ 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、次のいずれかに該当する行為を受けるよう誘うことをいいます。
 - ア. 酒類を伴う飲食をさせる行為
 - イ. 個室を設けて当該個室において専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する行為
 - ウ. 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に関する行為
 - ・ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となる者を待つ行為をいいます。
 - ・ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、次のいずれかに該当する役務に従事するよう勧誘することをいいます。
 - ア. 人の性的好奇心に応じて人に接する役務
 - イ. 専ら異性に対する接待(風営法第2条第3項に規定する接待をいう。)をして酒類を伴う飲食をさせる役務
 - ・ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となる者を待つ行為をいいます。
- 風俗関係はもちろん、居酒屋やカラオケ店等についても、対象とします。
- 客引き行為等は、市内全域で禁止とします。

※対象外の行為 相手方を特定せず不特定の者に対して行う呼び掛けや、道路使用許可を得て指定された場所で行われるチラシ又はティッシュ配りなどは、規制の対象とはなりません。

客引き行為等 禁止規制区域

市内の公共の場所では、客引き行為等を禁止するとともに、特に必要があると認める区域を、客引き行為等禁止規制区域として指定します。

規制区域

(例) 特に相談や苦情が多い場所として、**松戸駅、新松戸駅、八柱駅、五香駅**の駅前や周辺の繁華街などが考えられることから、主に区域内の居住者及び事業者等からの意見を聞き、規制区域に指定します。

※県条例において、全ての地域での、不当な客引き行為等(接待飲食店等の客引き行為や、身辺に立ち塞がり、つきまとう等の執拗な客引き行為)が禁止されています。

誓約とその支援

市と規制区域の飲食店等とが協力し、客引き行為等をしない又はさせない環境づくりを推進します。

誓約

規制区域において飲食店等を営む者は、**客引き行為等をしないことを約する旨を申し出ることができるもの**とします。

誓約店の支援

市は、客引き行為等をしない旨の申出があったときは、**当該申出をした者に対して、必要な支援等を行うことができるもの**とします。

違反者に対する 指導・勧告

市は、客引き行為等を行った者等に対して、指導や勧告を実施し、違反行為をやめるよう求めることができます。

指導

勧告

指導

- 市長は、市内全域の公共の場所において客引き行為等を行った(行かせた)者及び当該客引き行為等を受けた者を客として営業所内に立ち入らせた飲食店等に対して、指導をすることができます。
- また、指導は、市長があらかじめ指定した者が行うこともできます。

勧告

市長は、客引き行為等に関する指導に従わなかった者に対して、勧告をすることができます。

市の立入調査等

指導又は勧告の措置を行うにあたって、違反者の事務所、営業所等に立ち入り、必要な事項を調査等し、又は関係者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要事項について質問し、若しくは文書の提示その他の協力を求めることができるものとします。

勧告に従わない者への公表

市は、客引き行為等を行った者等に対して、指導や勧告を行うほか、規制区域においては、さらに勧告に従わない者への公表を実施します。

指導

勧告

公表

公表

市長は、規制区域内において客引き行為等を行い、勧告に従わなかった者について、下記の事項を公表することができます。

- ・ 住所、氏名（法人名、所在地及び代表者の氏名）
- ・ 違反店舗名、店舗の所在地
- ・ 違反行為の内容

※ この規程により公表しようとするときは、あらかじめその理由を違反者に通知し、意見を述べる機会を与えます。

情報の提供等

公表の措置を行ったときは、その公表に係る場所を提供している土地又は建物の所有者に対して、客引き行為等をした（させた）者に関する情報の提供等を行うことができるものとします。

過料

市は、客引き行為等を行った者等に対して、指導や勧告を行うほか、規制区域においては、さらに勧告に従わなかった者等への過料の罰則を適用するものとします。

指導

勧告

公表・過料

過料

下記の事項に該当する者は、50,000円以下の過料を科します。

- ・ 勧告に従わず、規制区域において禁止行為をした者
- ・ 勧告に従わず、客引き行為等をした者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者を客としてその営業所内に立ち入らせた店舗等を営む者
- ・ 立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

両罰規定

その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科します。

施行予定日

○平成29年10月中に、パブリックコメントを実施するとともに、同月中に商店会や防犯協会等に説明を実施します。

○この「松戸市安全で快適なまちづくり条例」改正案は、平成29年12月定例会に議案として上程し、議会の議決を得た後、速やかに施行することを予定しています。（一部の項目については、周知期間を設け、平成30年4月1日からの施行を予定しています。）

※ 市内全域に関する事項

 規制区域に関する事項